

## こども家庭庁ベビーシッター派遣事業の実施について

一橋大学では、教職員の出産・子育てと業務の両立を支援するため、平成 28 年度より「ベビーシッター派遣事業サービス割引券（以下「割引券」という。）」を発行しています。保育園の保育時間外の超過勤務や休日勤務等の際にベビーシッターを利用される場合は是非ご活用ください。概要は下記のとおりです。

### 利用期間

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

（利用にあたり、事前に学内登録申込が必要。次頁「申込方法」参照のこと。）

### 利用対象者

- ・ 本学に在職する教職員（非常勤含む、男女不問）で、配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、またはひとり親家庭であることにより、ベビーシッターサービスを利用しなければ就労すること（職場への復帰を含む）が困難な状況にある者

※ 配偶者の休職期間及び休学期間中は対象外

### 対象となる子ども

- ・ 乳幼児及び小学校 3 年生までの児童
- ・ その他、健全育成上の世話を必要とする（身体障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている）小学校 6 年生までの児童

### 対象となるサービス

- ・ 対象となる子どもの家庭内における保育や世話
- ・ ベビーシッターによる家庭と保育所等の送迎

※ いずれも対象サービスの利用料金が 1 回につき 2,200 円以上、かつ就業時間内（休日勤務や超過勤務を含む）に限る

※ 家庭外での保育、施設間送迎、塾や習い事の送迎、家事を含むサービスは対象外

### 割引券の内容と利用限度

- ・ 割引券 1 枚あたり 2,200 円
- ・ 対象となる子ども 1 人につき 1 日（回）2 枚、1 家庭につき 1 か月に 24 枚まで、1 年間に 280 枚まで

### 利用できるベビーシッター事業者

- ・ 約 70 社 当室ホームページに掲載

( <http://www.sankaku.ad.hit-u.ac.jp/?p=231/> )

※ 本学で契約しているベビーシッター業者の利用も可能

- ・ 株式会社小学館アカデミー ベビーシッターの HAS
- ・ 株式会社マザーネット

### 申込方法

- 1) 利用予定 10 日前までに、対象となる子ども 1 人につき 1 枚の登録申込書（別添資料 2）を記入し、申込者以外の保護者の在職証明書と共にダイバーシティ推進室へ提出する。

※学内での登録資格確認後、ダイバーシティ推進室から申込者へご連絡します。

- 2) 割引券取扱事業者（ベビーシッター事業者）と利用契約・利用申込をする。

- 3) 利用予定 5 日前までに、割引券利用申込書（別添資料 3、注 1）を記入しダイバーシティ推進室に提出する。なお、お子様の急な病気による利用については、特例として利用日当日 12:00 まで申請受付可とするが、推進室の状況により対応できない場合もある。

※割引券利用申込書は必ず Excel ファイルを使用して提出して下さい。

申込時、ベビーシッター事業者との利用契約書写し（注 2）も一緒に提出のこと。

（注 1）原則利用月ごとに申込書 1 枚記入のこと。追加利用についてはこれに限らない。

（注 2）初回利用時およびベビーシッター事業者変更の際に提出すること。

※ダイバーシティ推進室で利用申込書受領後、割引券 URL をメールでお送りします。

- 4) 超過勤務のために利用する場合は、超過勤務等命令簿の写し等を提出すること。  
また、休日に利用する場合は、当該日が勤務日である（休日の振替等の手続きが完了している）ことが確認できる週休日の振替簿の写し等を提出すること。

### 電子割引券利用の流れ

- 1) 【利用者】ベビーシッター利用時に、ダイバーシティ推進室から提供された割引券 URL より割引券画面を開き、ベビーシッターが提示する QR コードを読み込む。次に、必要事項を入力し、利用登録を行い、割引券利用申込を完了する。

＜ステータス：利用済み＞

※詳細は割引券画面操作マニュアル（別添資料 4）を確認して利用のこと。

- 2) 【ベビーシッター業者】利用後にベビーシッター事業者は管理画面より利用情報を登録する。＜ステータス：利用料金登録済＞
- 3) 【ダイバーシティ推進室】ダイバーシティ推進室は管理画面より利用状況を確認し完了登録を行う。＜ステータス：完了＞
- 4) 【ベビーシッター業者→利用者】後日、ベビーシッター事業者より利用者へ利用料金(割引後料金)が請求される。

#### **注意事項**

- ・ 本年度の割引券は一橋大学全体で1,800枚を発行限度とする。
- ・ 登録申込は年度毎。新年度に再度申込・書類提出が必要となる。
- ・ 利用申込は先着順とし、各自、利用確定後に申込みを行うこと。
- ・ 本学以外（他機関）の勤務で使用することは不可とする。
- ・ 本学を退職するなど、利用対象者の要件を満たさなくなったときは既に交付した割引券を速やかに返却すること。
- ・ 利用しなかった割引券は他の日に振り替えて使用せず、返却すること。
- ・ サービス利用後は早急に「利用済」登録をすること。当制度の利用に当たって、不正等のルールを遵守しない行為があったときは、利用登録を取り消すことがある。
- ・ 登録・利用された方には、別途アンケートを依頼することがある。
- ・ 全国保育サービス協会が提示する割引券購入ルールおよび本学の支払スケジュールの関係上、割引券が一時的に在庫切れとなる場合がある。
- ・ 令和3年度の税制改正により、保育を主とする国や地方公共団体からの当該費用の助成等について、子育て支援の観点から所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられました。本事業によるベビーシッターの利用料に関する助成も対象です。

#### **多胎児家庭育児支援事業**

- ・ 多胎児家庭には、上記以外の育児支援事業があるため、詳細はダイバーシティ推進室までお問合せください。

【本件担当・問合せ先】

ダイバーシティ推進室

（内）8730

[gen-fr.g@ad.hit-u.ac.jp](mailto:gen-fr.g@ad.hit-u.ac.jp)